

## ◆東北地方太平洋沖地震にかかる金融上の措置等について

### ●被災された皆様及び被災地から避難されてきた皆様へ

金融庁・関東財務局では、被災された皆様のために金融機関、保険会社に以下の要請を行なっています。

お困りのことがあれば、まずは金融機関、保険会社にご相談下さい。

#### 【預金の払戻し等について】

- ・通帳等を紛失した場合でも預金者であることを確認し払戻しに応ずること。

(金融機関での口座開設)

- ・被災した方が運転免許証などの本人確認書類を紛失した場合でも、本人確認書類が整うまでの暫定的な措置として、金融機関に名前や住所、被災した状況を申告することにより口座開設が可能です。

(被災地所在金融機関の預金者への対応)

- ・被災地から避難されてきた方で、避難先に取引金融機関の支店等がない場合でも預金の払戻しが可能な場合があります。お近くの金融機関にご相談下さい。

#### 【中小企業者の必要資金等について】

- ・借入金の返済猶予等やつなぎ資金の申込みができる限り応じること。
- ・審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、また、提出書類等を必要最小限のものとする事。
- ・災害のため手形・小切手の支払いができない場合でも、不渡りとしなないこと。

#### 【住宅ローンについて】

- ・借入金の返済猶予等の申込みができる限り応じること。

#### 【生命保険金・損害保険金等の支払いについて】

- ・保険金の支払いをできる限り迅速に行うこと。
- ・保険料の支払いの猶予期間の延長等を行うこと。

## ●災害の影響を「間接的」に受けている中小企業者の皆様へ

### 【中小企業者の必要資金等について】

- 取引先等が被災し、その影響で資金繰り等が厳しくなっている中小企業者からの借入金の返済猶予等やつなぎ資金の申込みに、できる限り応じること。
- 審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、また、提出書類等を必要最小限のものとする事。
- 災害のため手形・小切手の支払いができない場合でも、不渡りとしなないこと。

## ●義援金への協力をお考えの皆様へ

### 義援金を装った詐欺にご注意下さい！

義援金の募集を装った振り込め詐欺等、皆様の善意に乗じた卑劣な犯罪が発生しています。義援金を振り込む前に、振込先が真正な団体による募金なのか十分にご確認下さい。

### 関東財務局千葉財務事務所 金融相談窓口

(〒260-8607 千葉市中央区椿森5-6-1)

受付：月～金（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分

TEL 043-251-7214（直通）

※なお、利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。